

お知らせ 伝建地区内施設で指定管理スタート

『甚風呂』と平成25年度で改修工事を行った『湯浅まちなみ交流館』（旧小川家）が指定管理施設として新たなスタートをきります。

甚風呂は、『湯浅伝建地区保存協議会』が指定管理者となり、これまでの見学施設としての運営に加え、町民の皆様の憩いの場となるような運営を目指していきます。

湯浅まちなみ交流館は、『北浜町街づくり委員会』が指定管理者となり、観光客への“おもてなし施設”として運営を行います。

どちらの施設も湯浅の“お・も・て・な・し”が堪能できる施設となっていますので、皆さん是非一度お越しください。

★甚風呂



昔の銭湯跡が資料館に。見学無料！ひし形に空いた塀が目印！！

★湯浅まちなみ交流館



甚風呂の南向かい。赤いベンガラ格子が目印！！

知って 指定管理制度とは？ 【指定管理までの流れ】

■指定管理制度とは

公共施設の管理をより効果的・効率的に行うため、最終の権限を地方公共団体に残したまま、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行するという制度です。

○指定管理者の対象

・条例に基づき議会の議決を経て指定された団体
※団体＝株式会社、公益法人、NPO法人、任意団体

■指定管理者の選定方法

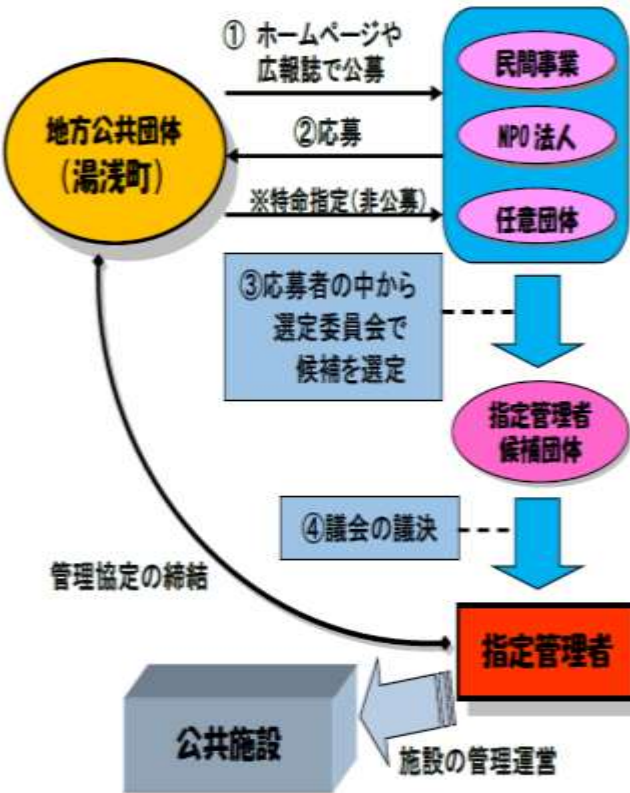
選定方法には、広く募集する『公募』と地域密着型施設で、市民との協議、地域コミュニティの醸成、市民活動の促進等の観点から地域住民で構成する団体がふさわしいなどの理由で指定する『非公募』があります。いずれの場合も選定委員会と議会の議決を経て選定されます。

■制度の趣旨

民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることです。

■指定管理者が有する決定権

・施設に対する使用の許可を行うことが可能。etc.



湯浅伝建地区保存協議会

まちなみ瓦版に皆様のご要望などを掲載していきたいと思ひます。ご意見・ご要望などございましたら、保存協議会委員まで連絡をお願いします。

編集委員
楠山 吉雄
半邊 宗五
妻木 禎子
道津 節子
齋藤 春太郎

まちなみ瓦版

■平成26年5月1日

■第21号

■発行：湯浅伝建地区保存協議会

■発行責任者：木下 智之

まちの話題

和歌山信愛女子短期大学フレッシュマンキャンプ

4月5日(土)に新入生57名が伝建地区を訪れました。ボランティアガイドと役場産業観光課のガイドのもと湯浅の歴史ある町並みを4班に分かれて散策しました。角長や



太田久助吟製では醸造の歴史や製造方法などについて説明を受けました。

また、甚風呂・麴資料館なども見学し、新入生たちは普段では見られない醸造の町並みに充実した様子でした。



「五月人形展」

■主催：湯浅伝建地区保存協議会

大好評だった「ひな人形展」に続き、「五月人形展」を開催しています。甚風呂では住民の方々から寄贈・提供いただいたものを展示し、昭和の各年代の特徴が見て取れます。また、北中町の木下邸、湊井邸、出水邸でも五月人形を一般公開しています。開催期間は5月6日(火)までと残りわずかですが、ぜひ一度お越しください。こういった住民による取り組みを増やすことで伝建地区の活性化につなげたいと思ひます。



役員会 新事業について協議

日 時：4月8日(火) 午後7時30分～午後9時00分

場 所：北の町老人憩の家1階

出席者：木下会長、副会長3名、事務局2名

【内 容】

★施設運営部会の開催について

事務局より、甚風呂の指定管理業務についての最終説明を施設運営部会で行う旨の報告がありました。また、指定管理制度の導入に伴う、保存協議会規約の改正、協定書の作成、甚風呂スタッフの雇用などについて説明がありました。

★平成26年度 保存協議会総会について

事務局より平成25年度 保存協議会活動費および甚風呂管理運営事業の収支状況について説明がありました。また、平成26年度 保存協議会活動費収支予算(案)および活動計画、指定管理業務についても併せて話し合われました。



平成25年度の保存修理事業が完成しました

平成25年度の保存修理事業は間接事業が7件実施されました。そのうち、修理工事5件は、伝統的な外観を維持・復原するために、古くなって傷んだ部分や改変されていた箇所を修理しました。住宅の修景工事の2件は建物を歴史的な景観に調和させています。工事内容を紹介しますので、建物の改修などを検討されている方は、参考にしてください。

また、町が発注した旧小川家改修工事では、外観の修理だけでなく、来訪者との“交流施設”として活用するために内装もリニューアルしました。

宮井家住宅主屋修理工事（北浜町）



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・外壁のトタンを撤去し、漆喰塗り、板張りに復原
 - ・柱、梁の補強
- ※復原…原状に復元するという意味です。

上野家住宅主屋修理工事（北浜町）



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・新建材が使われていた外壁を漆喰塗りに復原
 - ・アルミの手摺を木製に

齋藤家住宅主屋修理工事（北鍛冶町）



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・外壁のプリント合板を撤去し漆喰塗りに復原
 - ・正面の木製建具を新調
 - ・玄関のアルミサッシを木製建具に復原

齋藤家住宅主屋修景工事（北鍛冶町）



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・外壁のプリント合板を撤去し漆喰塗りに復原
 - ・トタンを撤去し、板張りに復原

妻木家住宅修景工事（北中町）



- 【工事内容】
- ・町並みに調和した建物新築
 - ・漆喰、板張り、木製建具の新設
- （平成24年度に引き続き工事を実施）

楠山家住宅主屋修理工事（北町）



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・漆喰、板張りの修繕
 - ・正面の木製建具を新調

吉本家住宅主屋修理工事（北鍛冶町）



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・漆喰、板張りの復原
 - ・木製建具の新調
 - ・柱、梁の修繕及び耐震補強

☆湯浅まちなみ交流館が完成

旧小川家住宅改修工事



- 【工事内容】
- ・屋根瓦の葺替え
 - ・漆喰、板張りの修繕
 - ・町並みに調和した塀を新築
 - ・交流スペース、トイレの整備